

令和7年度調布市地域づくり事業補助金 募集要項

1 事業の目的

この事業は、地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズ、生活課題等に柔軟に対応できるよう、世代・属性を超えて住民同士が交流できる多様な地域の居場所の整備等を目的として、運営費等の一部を補助します。

2 対象

以下の(1)～(8)全ての要件を満たしている、地域の居場所を整備し、又は運営する事業が対象となります。

- (1) 市内において住民等が主体的に運営すること。
- (2) 参加者に年齢制限を設けないこと。
- (3) 原則として週1回以上かつ月6回以上開所すること。
- (4) 同じ地域で開所すること。
- (5) 地域福祉コーディネーター又は地域支え合い推進員が立上げ又は運営の支援に関わる地域の居場所で、それらの者が活動を行う際の拠点となるものであること。
- (6) 世代・属性を超えて住民同士が交流できる活動を行うこと。
- (7) 次に掲げるいずれかの活動を行う地域の居場所でないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 営利を目的とする活動

オ 特定の趣味・娯楽を共有することのみを主たる目的とする活動

カ 特定の者のみを主たる対象とする活動

- (8) 他の制度により補助又は助成を受けていないこと。

※1 本事業以外の補助金を受けている団体でも、本事業の補助による活動と他の補助金による活動内容及びその会計が明確に分離されていることが確認できる場合に限り、申請が可能です。

※2 本事業以外の補助金との併願申請は可能ですが、本事業による補助が決定した場合は、他の補助金申請については速やかに辞退してください。

3 対象期間

(1) 新たに居場所を立ち上げる場合 最大3年間

(2) 既存の居場所を拡充する場合 最大2年間

※ 年度ごとに応募書類を提出していただいたうえで、審査を行います。

4 支援内容

居場所1か所につき、以下の金額を上限に補助金を支出します。なお、1年度につき(1)(2)いずれか1か所を限度とします。

(1) 新たに居場所を立ち上げる場合

ア 1年目 年額50万円

イ 2年目以降 年額20万円

(2) 既存の居場所を拡充する場合 年額20万円

5 補助金の対象となる経費

(1) 対象となる経費

項目	内容
使用料	会場確保のための家賃, 借り上げ料, 会場使用料等
人件費	—
報償費	講師料等の謝金
光熱水費	—
役務費	損害賠償責任保険, 通信費等
需用費	消耗品, 事務用品等
委託料	—

(2) 補助対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

6 申請期間及び申請方法

(1) 申請期間

令和7年5月1日(木)～5月30日(金)午後5時

(2) 申請方法

申請書類一式(募集期間中, 調布市総合福祉センター1階窓口で配布。調布市社会福祉協議会ホームページからのダウンロードも可能)を記入後, 調布市社会福祉協議会地域福祉推進課地域福祉推進係(調布市総合福祉センター1階)までご持参ください(郵送・メール不可)。

※受付時に申請内容について確認しますので, 申請内容について把握している方が直接窓

口にお越しく下さい。担当者が不在の場合もありますので、来所の際はあらかじめ電話・メールでご予約のうえ、お越しく下さい。

※「2 対象」の(5)のとおり、地域福祉コーディネーター又は地域支え合い推進員が立上げ等に関わる地域の居場所が対象となりますので、事前に担当の地域福祉コーディネーター等への相談、確認等を行ってください。

申請書類

- ① 調布市地域づくり事業補助金交付申請書
- ② 交付申請明細書
- ③ 事業計画書
- ④ 収支計画書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 団体規約、会則等（書式自由）
- ⑦ 会員名簿（書式自由、氏名及び住所は必須）
- ⑧ 団体全体の予算書（令和7年度のもの、書式自由）
- ⑨ 団体全体の決算書（令和6年度のもの、書式自由）
- ⑩ 団体全体の事業計画書（令和7年度のもの、書式自由）
- ⑪ 団体全体の事業報告書（令和6年度のもの、書式自由）

7 選定方法

提出いただいた申請書類の内容をもとに、審査します。

8 補助の条件

(1) 活動実績報告書等の提出

補助を受けた団体には、年度ごとに実績報告書、実績報告明細書（領収証等）を提出していただきます。

※領収証は所定の用紙に貼付してご提出いただきますので、報告時までは貼付等はせずに保管をお願いします。

(2) 活動を実施するにあたり、調布市地域づくり事業の補助を受けていることを明らかにしてください（ポスター、チラシに以下のような文言を掲載したり、イベント等で以下のようなアナウンスをしたりしてください）。

【例】この活動は、調布市地域づくり事業の補助を受けて実施しています。

9 活動内容及び補助金使途等の途中変更について

基本的には申請内容を途中で変更せずに活動を行ってください。やむを得ない理由で活動内容や補助金の使途を変更する場合は、速やかにご相談ください。相談なく変更した場合、補助金

を返還していただきます。

10 補助金の返還義務

実際に使用した金額が補助額に満たない場合には、差額を返還していただきます。

また、次の場合は、補助金の全部または一部を返還していただきます。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) 補助事業を廃止したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 実績報告の内容が補助の目的に適合しないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を必要と認めたとき。

11 その他

- (1) 申請書類は返却いたしませんので、ご注意ください。
- (2) 申請書類に記載された個人情報適切に管理し、調布市及び調布市社会福祉協議会以外の第三者に対する申請団体の同意を得ない情報提供等、申請団体の不利益となる利用はいたしません。
- (3) 個人の利益となるため、団体名義以外のクレジットカードやポイントカードは使用できません。ただし、クレジットカード決済のみ利用可能な取引が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。
- (4) 申請期間内に応募し、補助対象となった団体への補助金の総額が予算額を下回る場合、追加で申請団体を募集する場合があります。その場合、随時募集とし、令和7年11月28日（金）午後5時を最終締切とします。

12 問い合わせ

社会福祉法人調布市社会福祉協議会

地域福祉推進課 地域福祉推進係

所在地：調布市小島町2-47-1 調布市総合福祉センター1階

電話：042-481-7693

FAX：042-481-5115

メール：chofu-co@ccsw.or.jp